

寒河江市上下水道事業管理規程第5号

寒河江市水道事業等の業務に係る公金のコンビニエンスストア収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市水道事業等の業務に係る公金のコンビニエンスストア収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程

寒河江市水道事業等の業務に係る公金のコンビニエンスストア収納事務委託に関する規程（平成25年水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条」を「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。